

バリアフリー法の改正の概要等について

バリアフリー法の改正の概要等について

1

バリアフリー法の改正の概要について

平成18年度施行の「バリアフリー法」の一部を改正する法律が平成30年5月に公布，同年11月から施行

①法の基本理念として「共生社会の実現」（※1），「社会的障壁の除去」（※2）を明示

- ※1 障害の有無等に関わらず，国民誰もが相互に人格と個性を尊重し
支え合う社会
- ※2 障害がある人にとって日常生活等で障壁となる，「もの」，「制度」，
「慣行」など

②公共施設，建築物等のバリアフリー化を一層推進するための 取組等の追加

- ・貸切バス（観光バス）や遊覧船等を新たにバリアフリー化の対象に追加
- ・施設の管理者がバリアフリー設備，運行情報などの情報提供を行うことを努力義務化
- ・公共交通事業者等がハード・ソフトの計画を作成，報告，公表を行う
制度を創設

2

バリアフリー法の改正の概要について

③地域における重点的、一体的なバリアフリー化を推進するための制度の創設等

- ・市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度を創設
- ・基本構想・マスタープランの作成，定期的な評価・見直しを努力義務化

④心のバリアフリーを推進するため，高齢者や障害のある人に対する支援を国民の責務として明記

- ・駅での障害者等への声かけ，バリアフリー教室，ベビーカー等の利用環境の改善を促進



3

バリアフリーの基準及びガイドラインの見直しについて

①駅等におけるバリアフリールート shortest route の最短化・複数化

②乗継ぎルートのバリアフリー化

（これまでの基準）バリアフリー化されたルートを1以上確保

（新しい基準）

- ・線路等を挟んだ各側に出入口がある鉄道駅では，原則として それぞれにバリアフリールートを1以上整備する
- ・ 乗継ルートをバリアフリー化する

③エレベーターのかごの大きさ等

（これまでの基準）

- ・エレベーターのかごの大きさは幅140cm以上，奥行き135cm以上（11人乗り程度）とする

（新しい基準）

エレベーターのかごの大きさの最低基準は，これまでと同様に11人乗り程度だが，利用者数に応じて 大きなかごのエレベーター を設置

4

バリアフリーの基準及びガイドラインの見直しについて

④トイレのバリアフリー化

(これまでの基準) 多機能トイレを1以上確保

(新しい基準)

- ・ 車椅子使用者用設備、オストメイト用設備を備えたトイレ
又は 車椅子使用者用設備、オストメイト用設備の両方を備えた
トイレを1以上設置

～標準的な整備内容として～

- ・ 異性介助に配慮し、男女共用車椅子対応トイレを1以上設置
- ・ 乳幼児連れでも使用できる設備のあるトイレを1以上設置
- ・ 多機能トイレ等の増設
- ・ 複数のバリアフリールートがある場合には それぞれに多機能
トイレ等を1以上設置

5

バリアフリーの基準及びガイドラインの見直しについて

⑤ホームからの転落防止

(これまでの基準) ホームドア・可動式ホーム柵又は点状ブロックを設置

(新しい基準)

- ・ ホームドア・可動式ホーム柵が設置できないホームには 内方線付き
点状ブロックを設置
- ・ 点状ブロック、線状ブロック、内方線付き点状ブロックの JIS規格
への適合を義務化

(参考) 駅ホームにおける安全性向上のための検討会
「中間とりまとめ」(平成28年12月)

- ・ 10万人以上の利用のある駅で、ホーム幅を確保できる等の整備条件を
満たしている場合は、原則として平成32年度までにホームドア(可動式
ホーム柵を含む)を整備
- ・ 1万人以上の利用のある駅については、原則として平成30年度までに内方線
付き点状ブロックを整備
- ・ 3千人以上の利用のある駅については、利用状況等を勘案したうえで、内方線
付き点状ブロックを可能な限り速やかに整備
など

6

バリアフリーの基準及びガイドラインの見直しについて

⑥車両の車椅子スペースの確保

(これまでの基準) 1 列車に 1 箇所以上の車椅子スペースを設置

(新しい基準)

- 1 列車に **2 箇所以上** の車椅子スペースを設けることを設置
- 多くの利用がある場合又は車椅子利用者等が多い場合には、**1 車両に 1 以上** の車椅子スペースを設けることを標準に。

⑦異常時の運行情報等の提供

(これまでの基準) 鉄道の遅延状況、遅延理由など、利用者が次の行動を判断できるような情報を、液晶モニター等で提供することが望ましい。

(新しい基準)

- 鉄道の遅延状況、遅延理由など、利用者が次の行動を判断できるような情報を、液晶モニター等で提供することを**標準に**。
- 車両からの避難が必要となった際に、**必要な情報を文字により提供**することができる液晶モニター等を備えることが望ましい。

7

バリアフリーの基準及びガイドラインの見直しについて

⑧バス車両に関する基準等の見直し

(これまでの基準) 次停留所名表示装置を車内の見やすい位置に設置

(新しい基準)

- (これまでの基準に加え) バス車両の運行に関する情報(行先、種別など)を**文字及び音声で提供するための設備**を備える。
- (標準的な整備内容として)「ベビーカーを折りたたまず乗車できる**フリースペースを設ける**ことができる」などを追加

⑨その他の変更内容

バリアフリーの対象となる人に**「高次脳機能障害」**(※)を追加

※交通事故や病気等で脳に損傷を受けたことによる注意障害や記憶障害などの後遺症のこと。以前できていたことができなくなるなど、日常生活にも支障を来すが、外見上分かりにくく、周囲の人の理解が得にくい。

8

過去の会議における主な御意見等

9

過去の会議における主な御意見等

段差解消等

～現状～

- ・市内の駅のバリアフリールート（1ルート）を確保できつつある（平成32（2020）年度末までに1日平均利用者数3,000人以上の全駅でバリアフリー化予定）。
- ・「全体構想」策定時（平成23年度）と比較すると、鉄道利用者数は増加している

～御意見等～

- ・大規模な駅などではエレベーターの利用待ちが発生しており、使いたいときに使えない。
- ・バリアフリー化が完了した駅であっても、利用者の多い出入口がバリアフリー化されていない場合もあるため、利用状況に応じてエレベーター等を増設してほしい。
- ・高齢者の利用等も考慮して、エレベーターだけでなくエスカレーターの設置も推進してほしい。

10

過去の会議における主な御意見等

トイレのバリアフリー対応

～現状～

- ・バリアフリー化の取組により、車椅子対応トイレ・多機能トイレの設置数は近年大きく増加
- ・しかし、多機能トイレを使用したいときに使用できない場合もある。



(写真：ユニバーサルシート)

～御意見等～

- ・介助のためユニバーサルシート（ベッド）が必要であるため、駅への設置を推進してほしい（ユニバーサルシート設置駅数：30駅（車椅子トイレのある100駅中））。
- ・子ども連れでも利用しやすいよう配慮してほしい（子ども用の補助便座を設置している駅がない。男性用トイレにベビーチェア・ベッド等を設置している駅が少ない（設置駅数は44駅））。
など

11

過去の会議における主な御意見等

ホームの安全対策

～現状～

- ・市内にある1日平均利用者数1万人以上の全駅でホームドア又は内方線付き点状ブロックの整備が完了
- ・ホームドアの設置は転落防止に高い効果があるが、車両の扉位置が一定でない、整備に多額の事業費が掛かるなどの課題も多い。



(写真：内方線付き点状ブロック)

～御意見等～

- ・今後もホームドアや内方線付き点状ブロック等のハード整備を推進してほしい。
- ・視覚に障害のある人が安心して利用できるよう、利用者同士の声掛けなどのソフト対策にも継続して取り組んでほしい。

12

過去の会議における主な御意見等

情報提供のあり方

～現状～

- ・ 構内放送や改札口・車両に設置されるディスプレイ等の増加により、以前と比べ、文字、音声による情報提供設備は充実してきている。

～御意見等～

- ・ 聴覚や視覚に障害のある人の場合、災害等の緊急時の情報が得にくいため、ホーム上や車内での情報が得られるようにしてほしい
- ・ 視覚に障害のある人は、駅構内等に掲出されている情報を入手することができない（しにくい）ため、情報提供の方法についても検討してほしい。

13

過去の会議における主な御意見等

道路のバリアフリー化

～現状～

- ・ 市内にある24地区の重点整備地区について順次バリアフリー化整備を実施しており、6地区について事業完了済
- ・ 市民ニーズや現地の状況、他事業との調整による同時整備といった観点から、より効率的、効果的な事業の進め方を検討している。

～御意見等～

- ・ 道路のバリアフリー化についてもしっかりと進めてほしい。

その他

- ・ 駅の中だけでなく、駅まで車でアクセスしやすくしてほしい（駅前広場への障害者送迎用スペースの設置等）。
- ・ 交通事業者が実施される社員研修に障害のある人を講師として招いてもらうなど、障害のある人の意見がバリアフリー化に係る取組に反映されるように工夫してほしい。

14